学校いじめ防止基本方針

大阪府立桜塚高等学校
令和５年４月１日改訂

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校経営計画に「生徒一人ひとりを大切にする」ことを掲げており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

３　いじめ防止のための組織

組織をおくことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

（１）名称および各構成員　以下のⒶ・Ⓑ・Ⓒ３つの組織を置く

Ⓐ人権教育推進委員会、教育相談委員会…それぞれ委員長および学年人権委員・学年相談係

Ⓑいじめ対応委員会…生徒指導主事、教育相談委員長、当該学年主任、その他関係者
Ⓒいじめ対策委員会…いじめ対応委員会の構成員に加え校長、教頭、首席、各学年主任、養護教諭、人権教育推進委員

（２）役割

Ⓐ人権教育推進委員会、教育相談委員会

未然防止・早期発見

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
○学校いじめ防止基本方針に基づき、生徒向け HR や職員研修を企画し実施・検証・修正を行う役割。
○いじめ早期発見を目的としたアンケートを定期的に行う役割。
○生徒の実態を把握するとともに、それを集約して各学年に情報共有する役割。
○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には直ちに対応委員会に報告し、さらなる調査と情報共有を依頼する役割

Ⓑいじめ対応委員会（生徒指導主事を委員長とする）

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
○いじめの事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関る情報の収集と記録、共有を行う役割。
○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）が報告された場合、対応委員会を招集し、情報の迅速な共有、聞き取り調査等により事実関係の把握を行い、いじめの可能性があると判断した場合は、速やかにいじめ対策委員会へ事象を引き継ぐ役割、管理職にはいずれの場合も報告を行う。）

Ⓒいじめ対策委員会

ア　指導体制、指導方針の計画・立案および事案対処

○いじめ対応委員会より、いじめに関る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて情報の迅速な共有を行い、いじめ案件に該当するかの判断を行い、いじめの被害生徒に対する保護を第一に考え、支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定及び保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。
○必要に応じて聞き取り調査や関係生徒へのアンケートを実施し、事実関係の把握といじめ案件に該当するかの判断および対処を引き続き行う役割。
○いじめ被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制。対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。
○取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

4　年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立桜塚高等学校　いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 校外学習（新クラスにおける仲間づくり）	人権HR（いじめを考える） 校外学習（新クラスにおける仲間づくり）	人権HR（いじめをなくすために） 校外学習（新クラスにおける仲間づくり）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知
5月	府立人研人権アンケート			
6月	保護者懇談週間	保護者懇談週間	保護者懇談週間	
7月	（家庭での様子の把握）	（家庭での様子の把握）	（家庭での様子の把握）	「いじめ等アンケート」実施
9月				
10月	人権講演会	人権講演会	人権講演会	
11月	保護者懇談週間	保護者懇談週間	保護者懇談週間	
12月	（家庭での様子の把握）	（家庭での様子の把握）	（家庭での様子の把握）	「いじめ等アンケート」実施
1月				
2月	「いじめ等アンケート」実施	「いじめ等アンケート」実施		
3月				

5　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章　いじめ防止

1　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの

特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

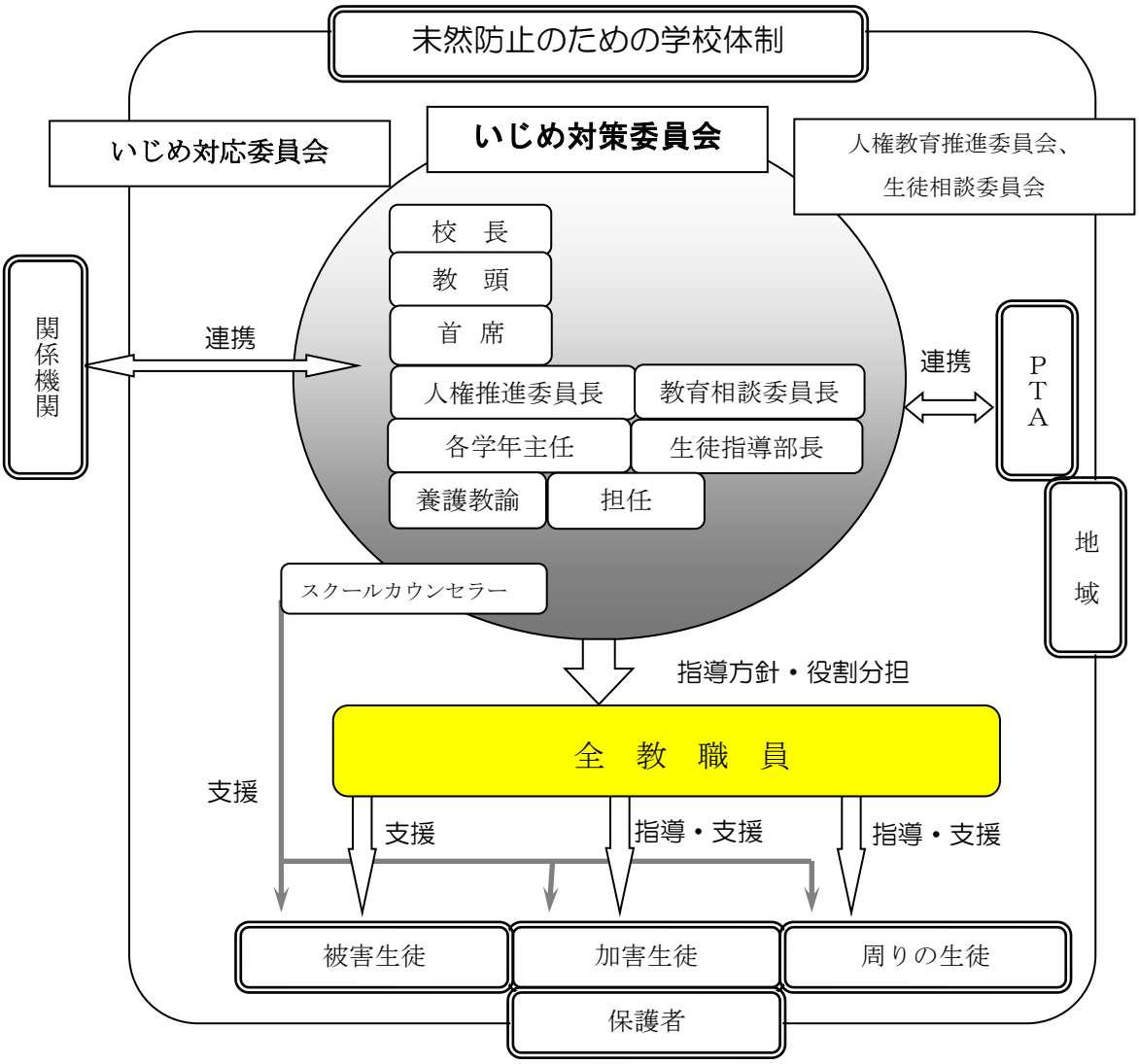

2　いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して研修を実施するとともにわずかでも異変を察知した場合には、本基本方針に則り全教職員で組織的に対応することを周知する。

また、生徒に対しては日ごろからカウンセリングマインドをもって接し、生徒が安心して相談しやすい雰囲気の醸成に努めるとともに、各種相談機関の連絡先を周知するなどして、生徒が一人で悩まないようにする。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのためにスマートフォン等での「ネットいじめ」が大きな問題になっていることから、生徒向

けの講演会を行い、スマートフォン等の正しい使い方やリスクの回避方法等を学ばせる。メールやラインといったＩＣＴのツールに頼らない直接のコミュニケーションを大切にする。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生徒一人ひとりが「自分は大切にされている」と感じる自尊感情を育むことに重点を置く。

そのために、

〇分かりやすい授業づくりを進めるために、教員は自らの授業を絶えず振り返り、改善に努める。教員相互の授業見学を行い互いに建設的な意見を述べ合うなど、教員が主体となった授業改善を進める。

〇生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、ＨＲや行事の際に生徒一人ひとりが適切な役割をもち、生き生きと参加する体験を積み重ねるようにする。

〇ストレスに適切に対処できる力を育むために、必要に応じ養護教諭やスクールカウンセラーによる専門的なアドバイスを受けられるようにする。

〇いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、職員研修を実施し研鑽に努める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として保育園、小・中学校等への出前授業や地域へのボランティア活動参加を積極的に促す。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、ＨＲにおいてワークショップやディスカッション方式の体験型学習を行う。

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある、いじめにあっている場合は隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そこで、全教職員が個々としてまず心がけるべきことは、生徒が示す小さな危険信号を見逃さないことであり。次に、もし危険信号を察知した場合は全教職員が集団として積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することである。

２　いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは「安全で安心な学校生活を送るために」を活用し、１年に３回行う。また、教育相談委員会のメンバーを生徒に周知し、いつでも相談を受け付けていることを伝える。加えて、日常の観察として、職員室や各準備室等における教員間の情報交換を大切にする。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、保護者からの情報提供や学校宛のメール等に留意し、少しでも「いじめ」の可能性があるものには迅速に対応する。またＰＴＡの総会や役員会において、この「学校いじめ防止基本方針」を周知し、保護者の協力を求める。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として教育相談委員会・いじめ対応委員会・いじめ対策委員会を設置した。委員会のメンバーは相談者の秘密を守り、誠実

に対応することを誓約し、その任務を遂行しなければならない。また、本校の相談体制について、あらかじめ生徒・保護者向けに文書を配布するなどして周知徹底を図る。

(4) いじめ対策委員会が適切に機能しているかについて、アンケートや学校教育自己診断等により定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、十分慎重に行う。

第４章　いじめに対する考え方

１　基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から反省し、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5 つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対応委員会と情報を共有する。その後は、いじめ対応委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめ対策委員会の開催を要請する。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育庁に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

３　いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1)　いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクール

カウンセラーの協力を得て対応を行う。

4　いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、その指導に際しては複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。

5　いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。
全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、必要に応じスクールカウンセラーとも連携する。
体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6　ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として速やかに問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対応委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き

取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7　いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに関る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間：少なくとも 3 か月を目安）

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を行う。

第５章　その他

１　「いじめ」は重大な人権侵害であり、日々の人権教育の着実な実践が「いじめ」を予防する際に大切なことから、被差別部落や障がい者・外国人・性的少数者など、さまざまな差別問題への理解をすすめる。そのために人権教育推進委員会を中心に組織的に取り組む。

２　学校運営協議会委員に本基本方針を明らかにし、いじめ対策委員会の活動について生徒の個人情報の扱いについては十分注意を払いながら報告する。必要に応じ本基本方針自体または運用の方法について提言を受ける。